慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	原龍之助著『地方行政改革の基本問題』： 行政事務の再配分を中心として
Sub Title	"The fundamental problems on the improvement of local administration" by R. Hara
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1951
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.11 (1951. 11) ,p.59- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19511125-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

團體の推薦を受けたものでなければならぬ」（第一四一條）（二五三頁）「第三に、共產黨以外の政黨は認められぬ」（第一二六條）（二五三頁）と述べ「「スターリン憲法がいかにその代表的基礎を擴大しようとも、この一黨專制の存する限り、それは一種の全體主義であり、獨裁政治である」（二五三頁）ことを指摘して居られる。更に今次大戰後のコミンフォルムの結成や東歐人民々主主義諸國に關して「これらの國々における共產黨政權を軍事的に政治的に直接支配することはロシヤ革命の土着的眞理を超えた一種の帝國主義とも見られる政治的理由に驅られたものといわなくてはならない。或いはロシヤにおける共產黨政權の特殊性を、新民主主義または人民民主主義というような概念によつて、不當に一般化する傾向があり――階級理論の行きすぎである」と所謂ソヴィエト的デモクラシーなる概念の內的矛盾性を指摘して居られる。以上未熟な紹介を試みたが著者の眞意の存する所と背反せば深くお詫する次第である。（多田眞鋤）

原　龍之助著

『地方行政改革の基本問題』

――行政事務の再配分を中心として――

日本國憲法の制定に伴ひ此の憲法の精神を具現化する爲制定せられた地方自治法もその施行をみてより既に四年。その間關係法規と共に幾多の改正を經たが解釋法學的見地よりすれば一應問題の所在が限定された。然し新憲法により表明された理想も地方自治に關する傳統極めて淺く且つ內的外的諸原因に依りあわたゞしく制度化された地方自治制度に對し今日日本の現狀に卽し且つ憲法に唱ふる理念に則る制度の確立へと研究の對象の推移をみるのも又當然といわねばならぬ。此の時に當り年來地方行政事務配分の問題に付き學理及實際の兩方面より研究せられてきた著者がその學識の一端を本書に託して公にせられたことは誠に有意義なことゝいはねばならぬ。

本書は五篇の論文及び附錄より構成され第一章に於ては「地方公共團體の事務の範圍」と題し舊憲法時代より盛に爭はれた固有事務委任事務及び地方自治法で新たに問題となつた行政事務の區別を主として論ぜられるのであるが、之に先立ち地方自治權の本質に付き自然法的及び法律實證主義的學說を擧げ且つ從來の諸說（新舊兩憲法下の）を引用しつゝ新舊地方自治權の本質的差異を明確にし、新憲法下の地方自治權は超實定法的存在として認めるが實定法解釋論としては憲法第二條の「地方自治の本旨」により代表される地方自治權は常に國家と相關々係に立つが故に「新憲法のもとにおける地方自治も決して絕對的なものでなく、當然に國家の存在を豫想した相對的な觀念として理解されねばならぬ。從つて新憲法が地方團體に廣汎な自治權を認めていても、國家內の地方團體の自治權は、法律構成上は少くとも國家から與へられた權利と解すべきであり、その範圍は、專ら行政作用の分配に關する國家の意思によつて定まるものといわねばならぬ。（中略）地方公共團體が國家の存在を豫想した相對的なものであり、その事務はすべて國法にのみその存立の根據を有し、國法によつて地方公共團體に委任した事務と考えなくてはならぬとすれば、委任事務から區別する固有事務の概念を理由づ

ける十分の根據がないように思われる。」「(二〇・二一頁)とされ更に「……委任の仕方の差異に應じて、その種類を分つことは可能である。しかし、これに固有事務とか委任事務とかの語を用いることは、その歴史的由來にもとづき誤解を招きやすく適當な用語とはいえない。」(同頁)然も固有事務の內容限界が必ずしも明かでなく且つ現行法上此の兩者に對する監督方法に別段の差異を認めぬ以上兩者を區別する實益も必要もなく、行政事務と此の二事務との區別に於ても實定法上何等意味を見いだせぬとせられ、立法論上の見地より此の三種の事務の區別はその判定の爲無用の困難を生ずるもの故斯る區別の規定は之を廢止し、國全體の見地から綜合的施策を施す要ある事務以外は凡て地方公共團體に於て處理すべきであるとの表現に止めよとされ、地方自治法第二條第二項の改正私案として「普通地方公共團體は、法令により國の事務に屬するものを除き、その區域內における行政事務を處理する。」(三三頁)と結ばれる。

以上で第一章を終るのであるが、此の章は本書に於ては序論乃至は前提的な役割を果すものであり(私は比較的多くの頁數を割いたが)第二章に於ては現實の地方行政事務は、「實際において地方公共團體の處理する事務のうち、團體委任事務または機關委任事務がその七〇ないし八〇パーセントを占め……」(四四頁)此の爲地方公共團體事務の自主自律的運營を妨害し、財政は重壓を加へられ、事務能率は低下し、責任の所在は不明確となり、更に國家よりの財政的補助に伴い國家の統制監督をうけるので現實の地方自治は著しく阻害されていると現在の狀態を述べ、一體地方公共團體に利害の集中する事務は勿論國と地方公共團體双方の利害に關係を持つ事務についても苟も地方住民に直接利害關係をもつ事務は住民の責任と創意に於て之を自主的に處理せしめ國は國全體として利害を有する限度に於てのみ之に關與するのが「地方自治の本旨」であり、之が爲にシャアプ勸告の三原則たる責任明確化の原則・行政能率の原則・地方自治尊重の原則に則して事務の再配分を行ふべきであるが、我が國の現狀にあつては特に地方自治尊重の原則を第一義的に考へ先づ地方公共團體の獨立を增すことが急務であり既に相當程度地方自治制度の發達を遂げた英米の制度を無批判的に取入れることは危險を伴ふものである。

以上述べ來つた處よりして我が國に於ては先ず地方自治尊重を第一義として地方行政事務を配分せねばならぬことになつた。此のことは地方公共團體に對する國の關與を排除することを意味する。然し此の場合と雖も國の關與を全然排斥するわけにはゆかぬ。其處で第三章に於て此の樣な關與をどの程度に止むべきかに付き述べられている。即ち近代法治國家に於ける國の地方公共團體に對する關與は常に法の規定に基き、法に從つて行はれねばならぬ。殊に三權分立を採用するため中央に於ける立法・司法・行政の三機關は何れも地方行政に關與するのであるが、その何れに重點が置かれるかは結局その時その所の諸條件に卽して政策的に決せられるべきであるとし此の觀點より現行の國家の地方團體への關與を舊憲法時代のそれと比較し乍ら述べられ、地方行政に對する新しい國家關與の特質として指導主義的・平等主義的・協同主義的傾向を擧げられ、之により國と地方公共團體とは常に平等の立場に於て行政全體の調和と發展をはかることを目標とすべきであり、現實には種々の特別法によ

り機關委任事務として國の監督のもとに處理されている事務を自治事務として取扱ふことにより現行制度に於ける國家關與の大半を解消せしむべきである。然し此の樣な事務の再配分も事務處理の主體たる地方公共團體の規模が當をえぬときは結局の處机上の空論に終ることゝなるので第四章に於て地方公共團體の地域再編成の問題に言及される。然し此處で云ふ地域的再編成の問題をなされるのではなく、再配分された行政事務を能率的に處理することの出來る地方公共團體の規模の問題として考へられるべきものであり、此の爲に適正規模を決定し之に副ふ如く市町村及府縣の合併へと導かねばならぬ。然し此の合併も根強い利害感情等に支へられた地方的偏見にわざわいされ且つ現行法上一定の法律要件や住民投票もあり、單に合理化といふことのみにては割切れぬ困難が伏在していることを指示され、又事務及地域の再配分に當つては同一地方公共團體といふも府縣と市町村の本質的差異を强調され此の二者を分離して論述される。即ち市町村は住民に直結する基礎的地方團體である爲住民に直接利害を有する事務は市町村に配分さるべきであり、此の爲人口によりみたる最低規模は七、八千たることが必要であり、斯る團體を作る爲には一般的には協議會から組合更に合併へと漸進するのが妥當とされ、又大都市の問題に付き府縣よりの二重行政・二重監督の弊害除去の點より府縣より獨立した大都市制を論ぜられ最後に府縣の再編成をとかれるのであるが府縣の場合には實際に再編成の必要は市町村の場合程强くないが然し編成時より現代迄の時代の推移により生ぜし不合理性を除去する爲にも全面的に府縣の區域を再編成する要ありとされる。以上本書に於て第一章から第四章迄は言はゞ總論的役割を果すものであり、第五章に於ては各論とも云ふべき個々の事務に對する具體的適用例を示されている。其處で述べられている處は大別して民生・衞生・土木の各部門内の十六項目（例へば生活保護・兒童福祉……、傳染病豫防・食品衞生……、道路・都市計畫……等）に及んでいるが頁數の關係で此れ等の點に付いては省略させて戴く。

要するに本書に於ては從來の事務の配分方法を否定し（第一章地方公共團體の事務の範圍）然る後行政事務の再配分の意義及び方向を示し（第二章行政事務の再配分）且つ此の目的達成の爲國家關與の適正な方式確立の爲地方公共團體に對する國家關與の變遷と現狀を概觀し關與の方向を示すと共に（第三章行政事務再配分にともなう國家關與の方式）此の行政事務配分の基盤たる地方團體の地域的再編成の問題をとりあげ、町村・市・大都市および府縣のあり方を考察した（第四章行政事務の再配分にともなう地方團體の地域的再編成）。而して以上のことを基礎とし民生・衞生・土木行政に付き具體的な事務の再配分を示された（第五章行政事務の具體的再配分の方向）。

本書の特質とも云ふべき點は㈠從來の學說を引用しつゝ之を整理し、㈡制度の歷史的變遷をたどり乍ら現狀の正しき把握につとめられ、㈢將來の制度の在り方に付き著書の意見を述べられ、且つ問題を多面的に觀察し合目的なる結論を見出す如く努められている。

以上で本書の紹介を終るのであるが、政府は地方制度改革の爲如何なる手段をとりつゝあるかを一言附記するとシャアプ勸告に基き

政府は地方行政調査委員會議を設置し昨年十二月本會議で行政事務再配分の勧告（本書附錄に掲載）本年九月十一日地方制度改革の勧告案を決定した。更に政府に設けられた地方行政簡素化本部では中央の行政整理と並行して地方行政機構及び事務に關する改革案と人員整理案を檢討していたが今回は中央の改革の整理に即應するに止め、内閣に地方制度調査會を新設し前記地方行政調査會議の勧告案及び税制懇談會の答申を再檢討した上で地方行政改革を決定することとした。此の調査會で討議する爲目下地方自治廳が檢討を始めている點は、

地方團體と國との關係につきては、㈠都道府縣と市町村に對する政府の統制を綜合的に調整することの可否、㈡中央行政機關の知事に對する代執行權その他監督權制度を認むべきや。

都道府縣と市町村の關係に付きては、㈠都道府縣と市町村の基本的性格を現在の如く並列的に止めて置く點の可否、㈡市町村に於ける各種の行政上の紛爭の解決機關を都道府縣内に設くべきや否や。

地方團體の規模の合理化の問題

地方團體の組織の問題

の諸點であり、著者も亦此れ等の多くを問題とし一通りの解答をなしてをられる。勿論之等の多くは憲法上の問題とも關聯しその他種種の問題をも含む爲充分に論ずることは本書の頁數よりしては到底不可能のことゝ考へられる。

（金子芳雄）